

(参考資料)

容量市場の概要

2018年10月12日

電力広域的運営推進機関 企画部

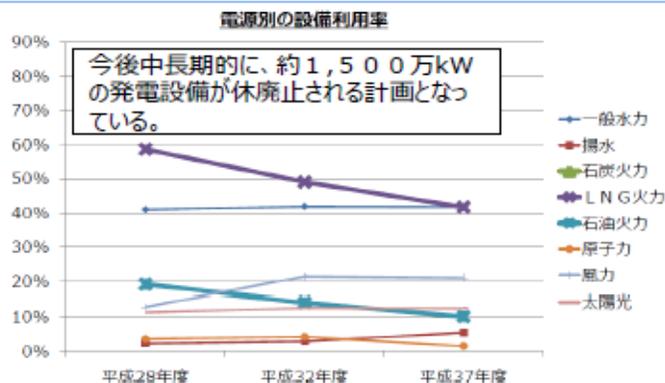
本資料は、容量市場についての国及び広域機関における議論内容をまとめたもので、ご意見をいただく際の参考資料であり、意見募集の対象ではありません。

■ 容量市場創設の背景は、第1回検討会にて以下のとおり整理しました。

1. はじめに (容量市場創設の背景)

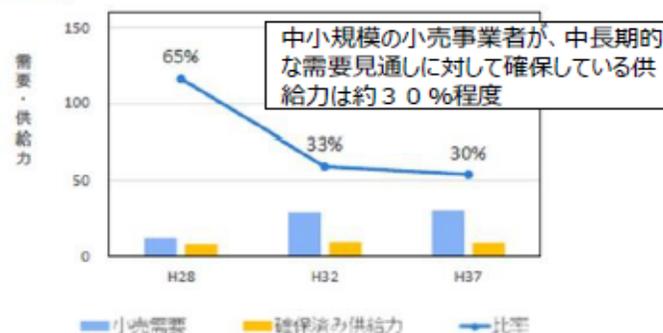
1

- 平成28年度供給計画では、
 - 今後、自然変動電源である風力・太陽光の導入が進む一方で、火力の稼働率は徐々に低下する見込みであることが明らかとなり、
 - また、特に中小規模の小売電気事業者からは、中長期の供給力のうち多くを「調達先未定」とする計画が提出された。
- このため、当機関では、実効性のある供給力確保の在り方について検討を進めるよう、経済産業大臣に対して意見提出を行っていた。(平成28年6月)
- 一方、電力システム改革貫徹のための政策小委員会(以下、国の審議会)では、単に卸電力市場等に供給力の調整機能を委ねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じ、電源の新陳代謝が市場原理を通じて適切に行われることを通じて、より効率的に中長期的に必要な供給力・調整力が確保できるようにすることが示された。(平成29年2月)



平成28年度 供給計画の取りまとめ より

小売電気事業者の供給力確保状況
【百万kW】(最大需要電力が200万kW未満の事業者を集計)

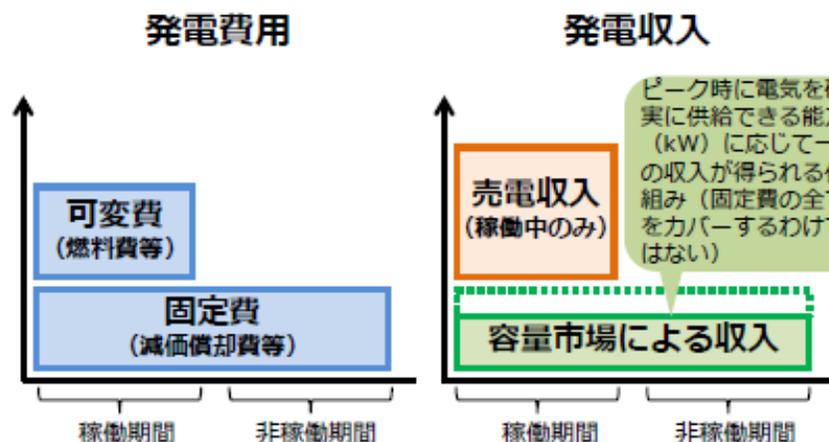


容量市場の概要

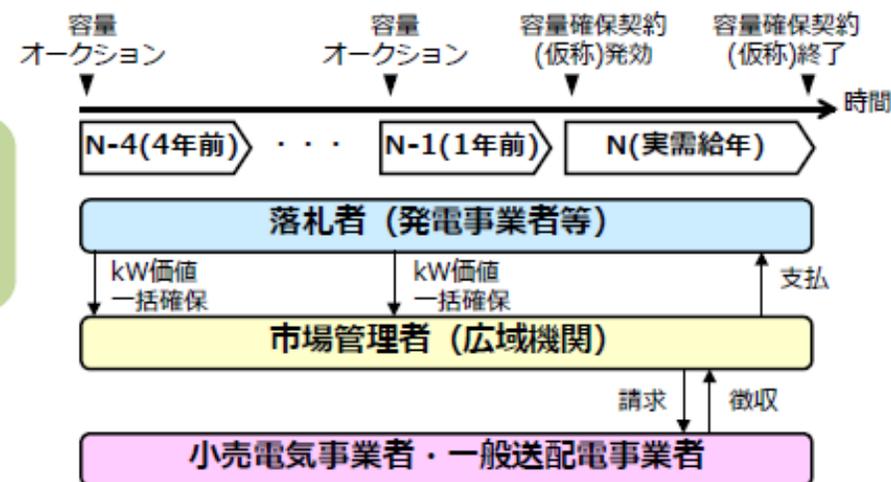
- 小売全面自由化以降、卸電力市場の取引拡大や、FIT制度等に伴う再エネの導入拡大によって、電源投資の予見性が低下。中長期的に、国全体で必要となる供給力・調整力を確保するための設備の新設や維持が困難になっていく懸念。
- こうした懸念に対応するため、①あらかじめ市場管理者（広域機関）が需要のピーク時に電気を確実に供給できる能力（kW）を確保し、②実需給時に能力に応じて、発電事業者に一定の費用を支払う容量市場を導入。投資の予見性を高めることで、適切な発電投資を促す。

※市場管理者である広域機関が実需給の数年前から容量オークションを開催してkW価値を一括確保した後、小売電気事業者等から必要な費用を徴収し、落札者への支払を行う仕組み。米国PJMや英国等でも同様の仕組みを導入済み。我が国では2020年度に市場を開設し、オークションを開始する予定。

容量市場創設後の収入（イメージ）



容量市場の取引（イメージ）



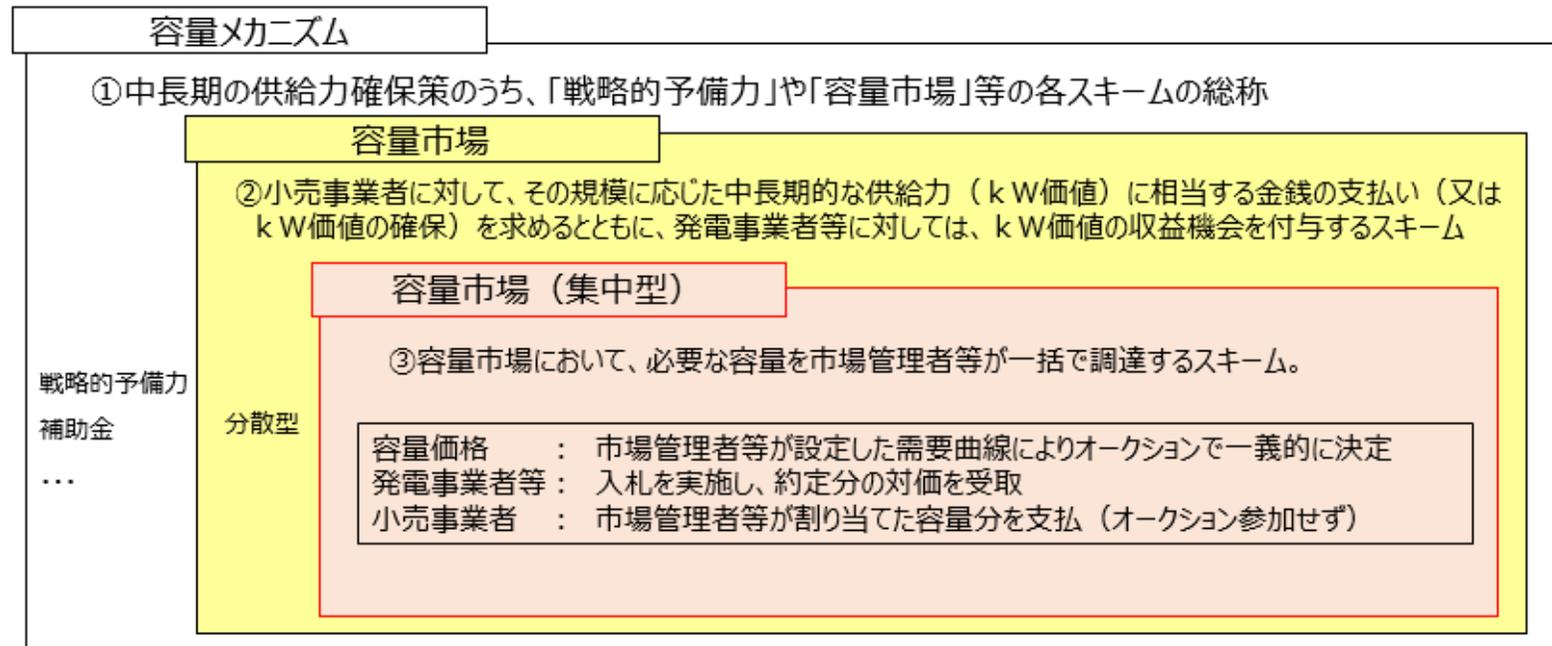
- 我が国の容量市場は、必要な容量を市場管理者（広域機関）が一括して調達するスキームです。

2. 容量市場の概要（容量市場の位置付け・言葉の定義）

8

- 一般的に「市場」とは、売り手と買い手が商品役務を売買する場を指す言葉ではあるが、「容量市場（capacity market）」という言葉は、世界的にも、国の審議会においても、より広い概念を指す言葉として用いられているため、本検討会においても、以下の定義により今後の議論を進めていくこととする（※）。
- また、国の審議会における議論を踏まえ、本検討会においても、現時点で分散型の可能性を完全に排除するものではないが、まずは集中型を軸に、詳細な検討を進めることとする。

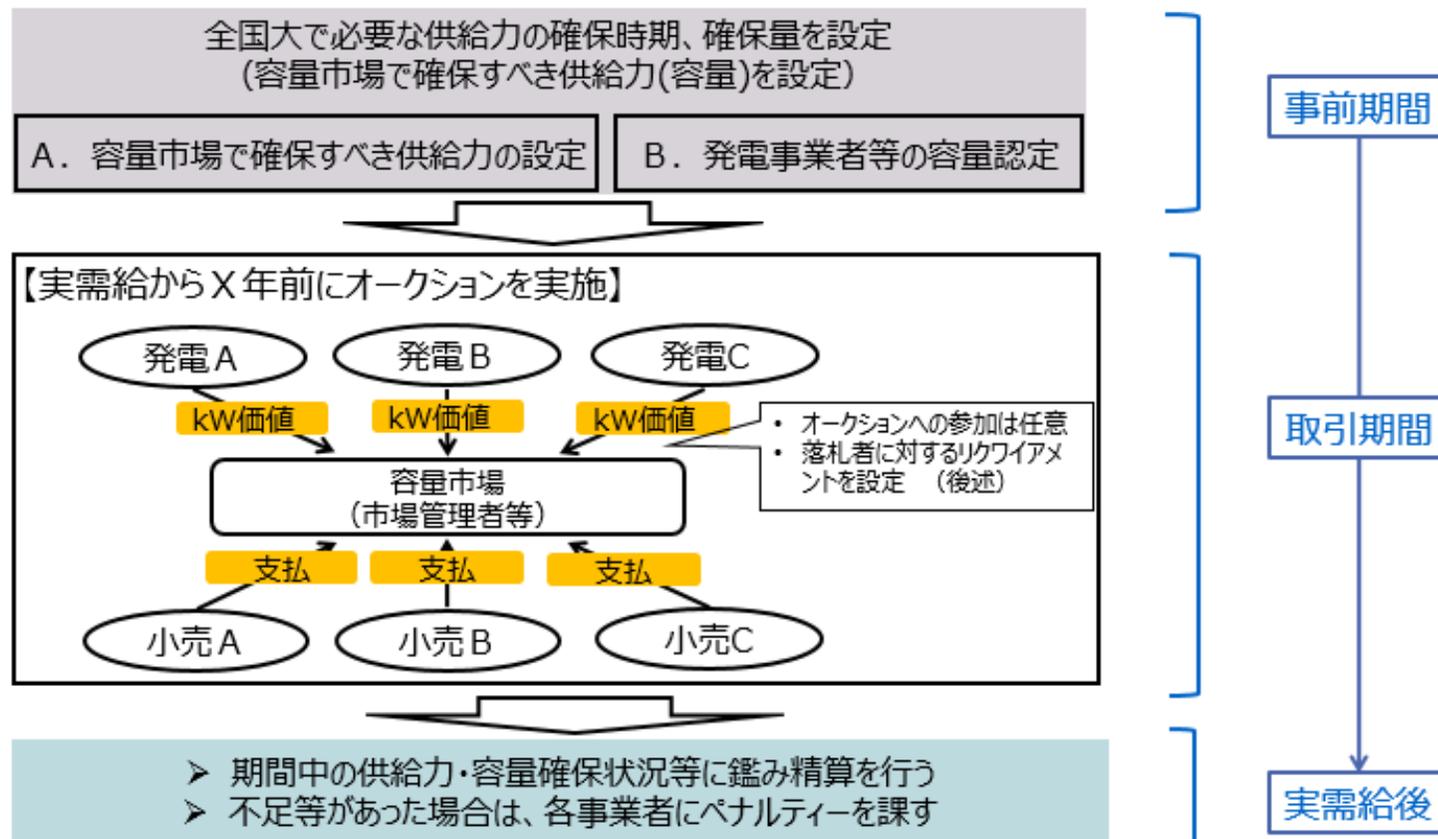
（※）議論の状況に応じて、定義も見直すこととする。



- 我が国の容量市場における一連の流れについては以下のとおり整理できます。

2. 容量市場の概要（容量市場の流れ）

- 容量市場における一連の流れについては以下のとおり整理できる。

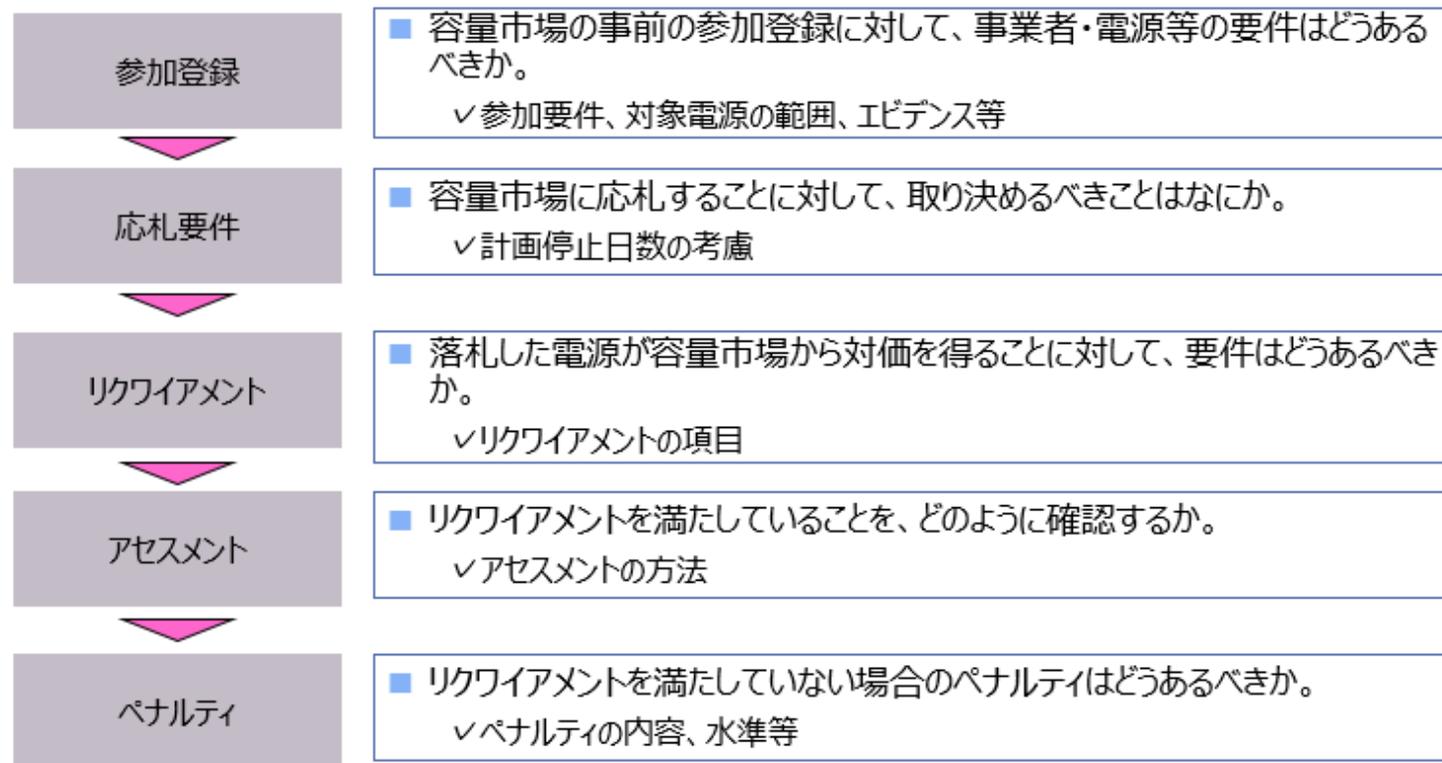


- 我が国の容量市場は以下のプロセスにより実施されます。

参加登録から応札要件、リクワイアメント、アセスメントおよびペナルティの主な論点

1

- 容量市場は以下のプロセスにより実施される。

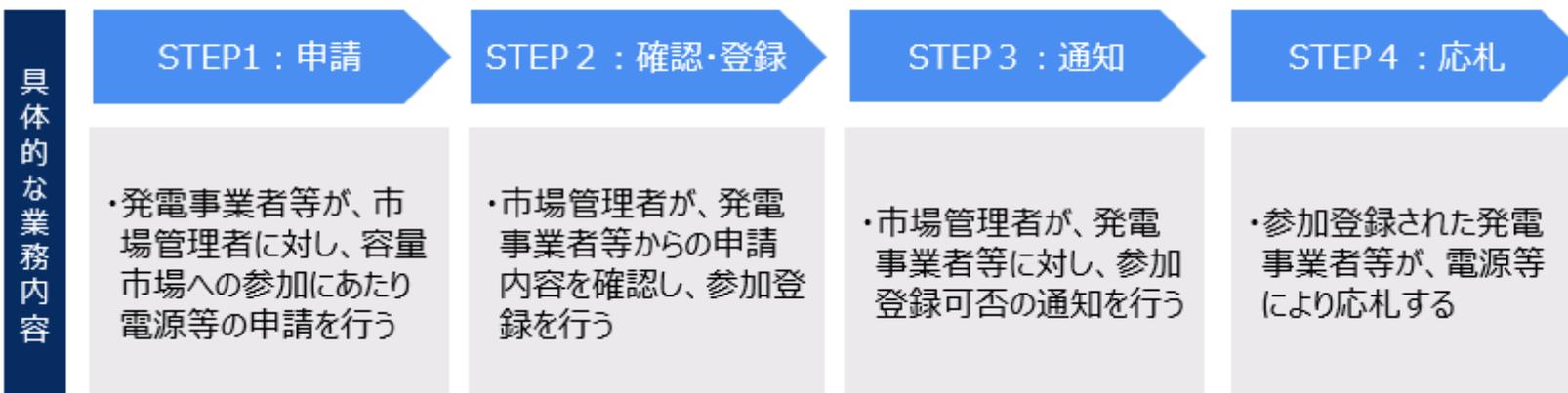


- 我が国の容量市場における参加登録の概要は以下のとおりです。

(1) 容量市場への参加登録

3

- 容量市場の実施にあたっては、以下の前提を踏まえた参加要件を定め、参加登録を行う必要がある。
 - 発電事業者等による容量オークションへの参加は任意
 - 国全体で必要なkW価値は全て容量市場で取引される
- 上記前提を踏まえ、入札実施までに以下に示したフロー図のように参加登録を実施してはどうか。
- 容量市場への参加登録における論点は、以下が考えられる。
 - 論点1：発電事業者等の具体的な参加要件
 - 論点2：対象電源の範囲
 - 論点3：電源等の具体的な参加要件（次ページ参照）



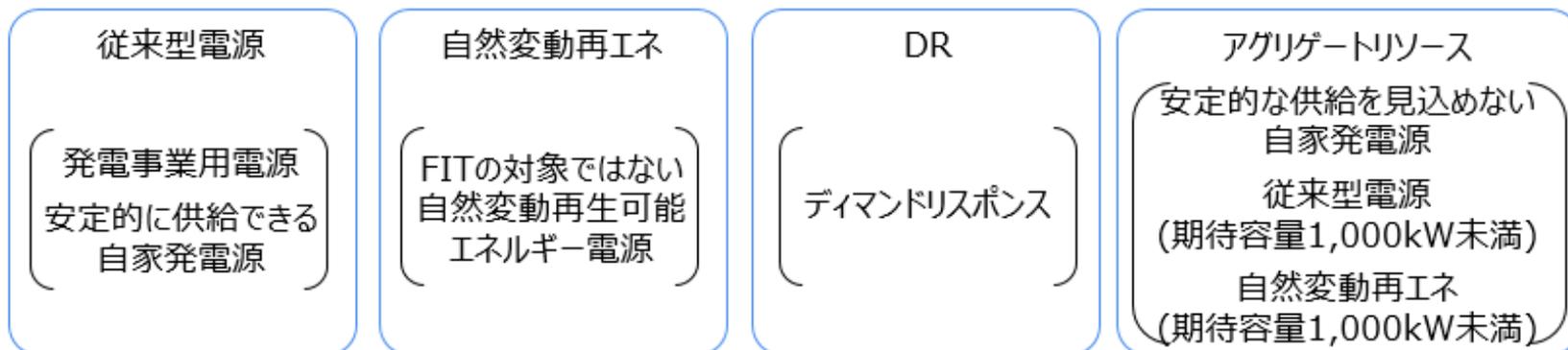
- 我が国の容量市場への参加形態は以下のとおりです。

1. はじめに

(2) とりまとめの分類について

4

- 容量市場では、従来技術による電源（以下、「従来型電源」とする。）に加え、デマンドリスポンス（以下、「DR」とする）や、小規模電源等のアグリゲートによる供給力（以下、「アグリゲートリソース」とする。）も調達し、経済的に供給力を確保する必要がある。
- 第8回検討会においては、DRのリクワイアメント及びアセスメントについて検討し、従来型電源とは異なる発動回数等に制約のあるリクワイアメント、アセスメントを課すこととした。
- 第12回検討会では、従来型電源のうち、安定的な供給力提供を見込めない自家発電源、及び期待容量が最低入札容量の1,000kW未満の電源等は、アグリゲートリソースとして容量市場へ参加を認めることとし、アグリゲートされた供給力は、発動回数等に制約のあるリクワイアメントを課すこととした。



- 容量市場における期待容量と供給計画の整合については、以下のとおりです。

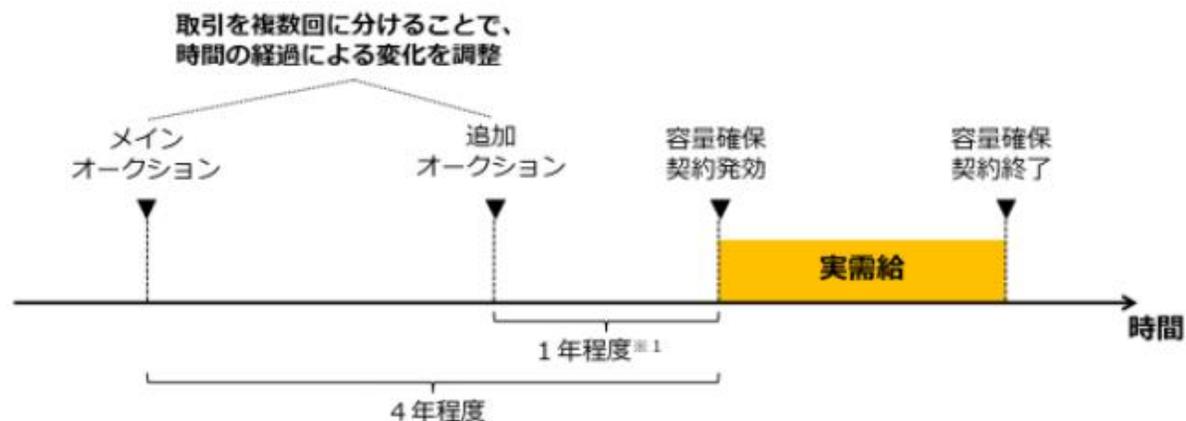
論点 15 : 電源の立地や特性等に鑑みたkW価値（特性による影響）

- 電源等の特性に応じた調整係数の設定については、仮に事業者が任意に規律なく行うこととすれば、①保有する電源等の期待容量を過大評価し、容量市場からの収入を最大化する行動をとることや、②期待容量を過小評価することでオークションへの供出量を減らして価格を上げる等、市場管理者による必要な供給力の確保に支障をきたす可能性がある。
- 容量市場で調達する容量の必要量は、系統の供給信頼度評価の考え方を踏まえて設定されることに鑑みれば、個々の電源等の特性に係る調整係数の設定についても、系統の供給信頼度評価の考え方と整合性を確保する必要があるのではないかと。
- 仮に、発電事業者等が容量市場で入札する際に用いる期待容量と、供給計画上の数値等に不整合が生じる場合には、市場管理者である広域機関において、参加登録時又は供給計画提出時に理由を確認する等の対応をとってはどうか。

※供給計画の届出対象外の者が容量市場で入札する際も、期待容量が適切であるかどうかを検証する必要があり、供給計画に代わる同種の情報提出を求める等の仕組みを検討することも必要ではないかと。

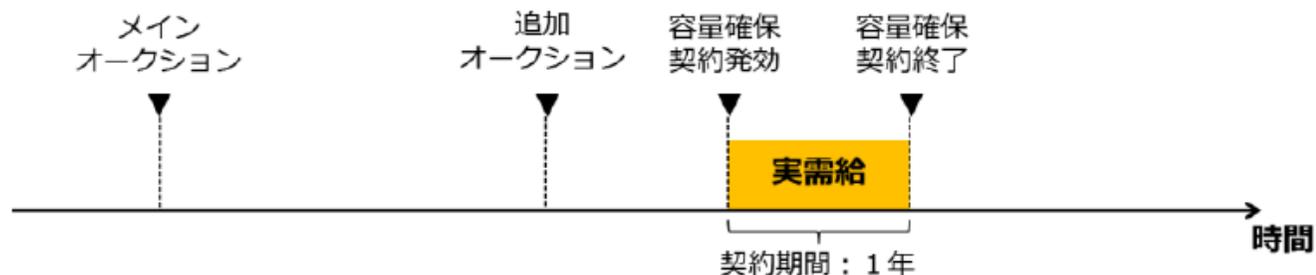
- 容量確保時期と契約期間は、以下のとおりです。

(参考図3-6) 容量確保時期のイメージ



(※1) オークション開催時期について、今後技術開発が進んでより多くのDR参入が見込まれるようになった場合等は別途検討が必要。

(参考図3-7) 契約期間のイメージ



- オークションの概要は以下のとおりです。

5. まとめ

(1) 検討項目の整理結果

21

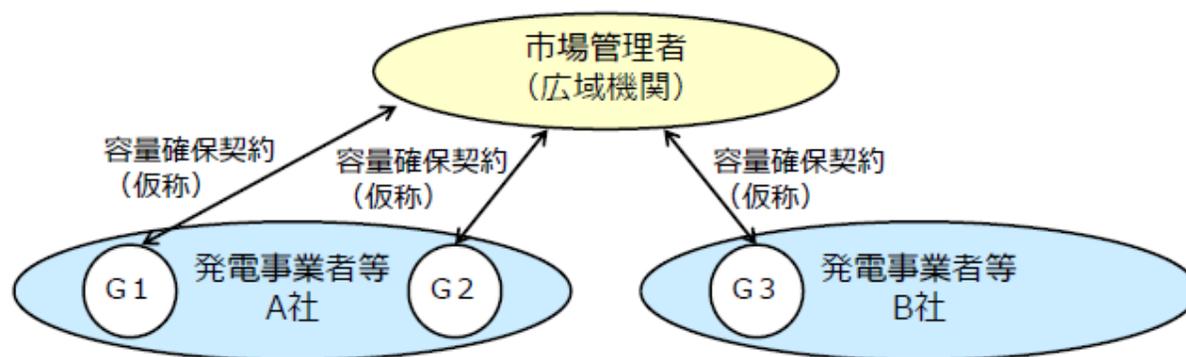
1. メインオークションと追加オークションの具体的な配分
 - メインオークションでは必要供給力の全量を調達する（メインオークション後の需要の下振れの可能性を勘案して目標調達量は減じないこととする）。
2. 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について
 - 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施する。
3. 追加オークションの開催判断について
 - 追加オークションは、想定需要の変化や、供給力の変化に対応するために行うこととする。
 - ① 広域機関は追加オークションの開催判断にあたり、メインオークションで落札された電源等に対し、容量確保契約の解約を申し出るか否かを確認する。
 - ② 想定需要の変化等、目標調達量の変化量を確定する。
 - ③ 需要曲線に供給力の確保量がかい離していれば、基本的に開催する。
4. 追加オークションの参加者・広域機関による売り入札の有無について
 - 発電事業者等の買い入札による参加は認めない。
 - 広域機関による売り入札を行う仕組みを導入する。ただし、広域機関による売り入札の開催判断は、追加オークションの開催前の時点において都度行うこととする（売り入札を行わないこともある）。
 - なお、広域機関が売り入札を行う場合に限り、発電事業者等の買い入札を認める。

- 容量確保契約の締結の概要は以下のとおりです。

論点13：費用精算の考え方（発電事業者等と市場管理者との関係）

- 市場管理者は、落札した発電事業者等との間、及び、小売電気事業者等との間で、それぞれ費用精算が必要となる。
- 容量オークションではkW価値を取引するが、取引の成立により、落札した発電事業者等は実需給年において供給力を提供する（リクワイアメントを達成する）義務を負う一方で、その達成状況と約定価格に応じて市場管理者から支払を受ける権利が生じるものと整理できる。
- こうした容量オークションの取引によって生じる権利・義務関係は、市場管理者と落札した発電事業者等との間で、電源単位での容量確保契約（仮称）を締結することで担保することとしてはどうか。
- なお、容量確保契約（仮称）に記載する具体的な内容や契約締結タイミング等については、市場管理者である広域機関において検討することとしてはどうか。

容量確保契約（仮称）のイメージ



- 実効性テストの概要は以下のとおりです。

(追加整理13) 実効性テストについて

- 実効性テストは発動指令電源提供者全体の供給能力を確認することを目的とし、リソースとなる電源等の供給力を個々に市場管理者が把握するものではないと整理した。
- ただし、発動指令電源提供者間の電源等のダブルカウント防止のため、電源等リストの確定は実効性テストの前とした。
- 一方で、リソースとなる電源等の負担を減らすことについても検討が必要ではないかとの意見があった。
- そこで、負担軽減の観点から、電源等リストと他の電源等リストでダブルカウントがなされていないことを前提として、発動実績を実効性テストに利用することを認めてはどうか。



■ 追加オークションの概要は以下のとおりです。

4. 我が国の追加オークションについて

(2) 具体的な追加オークションの開催時期と頻度について

14

- 追加オークションの開催時期は、以下の考慮が必要と考えられる。
 - ▶ アグリゲートリソースの期待容量は、追加オークション前に実効性テストで確定する必要がある。実効性テストは夏季（7～8月）、または冬季（1～2月）に実施する。（評価に用いる計量値の確定は実施後の2か月後）
 - ▶ 7月上旬に初回のベースロード市場（kWh価値の先渡し市場）が開催されるため、その前に追加オークションを実施しておく必要がある。

論点2 追加オークションは実需給前年度の5月～6月に1回実施することとしてはどうか。

年度	実需給FY-2年												実需給FY-1年												実需給FY	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		4～
追加オークション時期等																										
供給計画更新																										
実効性テスト実施時期																										
計量データ確定時期																										
他制度との整合 ベースロード市場																										

前年度の供給計画に基づく想定需要の更新
 追加オークション実施時期
 実効性テスト
 2か月後
 結果を反映
 ベースロード市場

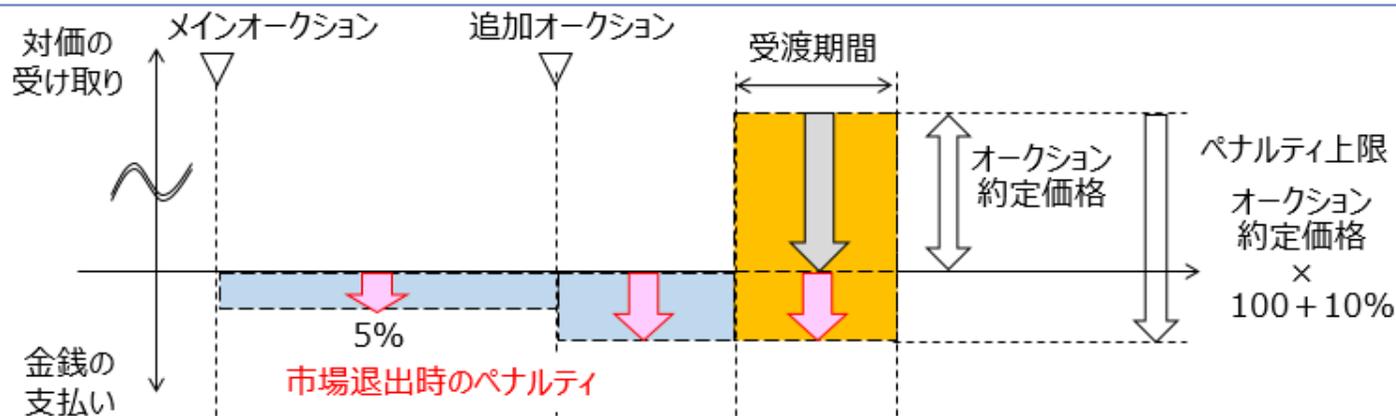
- 実需給前の市場退出時のペナルティの概要は以下のとおりです。

4. その他の論点

(1 - 3) 市場退出時のペナルティについて (ペナルティレート)

39

- 市場管理者は、追加オークション後に供給力を追加調達できない。そのため、追加オークションまでに市場退出を申し出た場合と、追加オークション後に市場退出を申し出た電源等の扱いを変えることが考えられるのではないか。
- 追加オークションまでの市場退出のインセンティブとして、ペナルティの上限額をメインオークション約定価格の5% (10%よりも低くする) とすることが考えられるのではないか。
- また、追加オークションまでに市場退出を申し出た場合は、市場退出時のペナルティはメインオークション約定価格と追加オークションの約定価格の差額に減額される可能性もある。
 - 追加オークション前 : メインオークション約定価格と追加オークション約定価格の差額
ただし、ペナルティの上限額はメインオークション約定価格の5%
 - 追加オークション後 : メインオークションの約定価格の10%
(追加オークションで落札された電源等は、追加オークションの約定価格の10%)



- 電源差し替えの概要は以下のとおりです。

3 - 2. 電源差し替えを認める条件の整理

21

- 電源差し替えを認める条件は、差し替え元電源、差し替え先電源において、市場操作や売り惜しみを行った事実がないことが重要であり、その観点から、差し替え先電源は容量オークションに応札した（落札できなかった）電源とすることを基本とする。
- 前項の妥当性確認に加え、下記のいずれかの場合を差し替えを認める条件として整理してはどうか。
 - ✓ ① 差し替え元電源が稼働不可能となり、当該電源で供給力を提供することが困難な場合
 - ✓ ② 差し替え元電源が稼働可能だが、差し替えにより、経済的に供給力を提供できる場合
 - 具体的には、燃料費用が安い等、経済的に供給力提供を行う合理的な理由がある場合が考えられる。
 - なお、差し替え先電源が、新設の前倒し等の、オークション時には供給力として確定しておらず応札していない電源の場合は、参加登録プロセスにおいて、供給力としての確認に加えて、市場操作や売り惜しみを行った事実がないことが確認できなければ、差し替え先電源として認めない。

		差し替え先電源		
		落札できなかった電源等	差し替えが行われた後の電源等 (元差し替え元電源)	オークション時に供給力として確保できることが確定していなかった電源等
差し替え元電源	稼働不可能	① 当該電源で供給力を提供することが困難		
	稼働可能	② 経済的に供給力を提供することが可能		

- 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会
http://www.meti.go.jp/committee/gizi_8/21.html#seido_kento
- 容量市場の在り方等に関する検討会
<https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>
- 容量市場の在り方等に関する勉強会
<http://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/index.html>

容量市場の論点(1)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
①容量オークション外の相対取引の扱い(集中型の容量市場)	<ul style="list-style-type: none"> ● 相対契約のある小売電気事業者も、kW価値の支払は容量オークションを通じて行う。 ● 既存の相対契約におけるkW価値による発電事業者等の収入、小売電気事業者の負担の重複が解消されるよう、既存契約については、適切な契約内容の見直しを行う。 	
②発電事業者等の容量オークションへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者等による容量オークションへの参加は任意。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者等による市場支配力行使の防止策。(やむを得ない事情がある等の理由なく、一度不参加を選択した電源等は、一定期間は再び参加できないようにする等。)
③容量市場の参加者の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場管理者である広域機関が費用の徴収・支払を行う。 ● 広域機関がその会員である小売電気事業者等から、容量拠出金(仮称)として費用を徴収。 ● 広域機関と落札した発電事業者等との間で、電源単位での容量確保契約(仮称)を締結。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 容量確保契約(仮称)に記載する具体的な内容や契約締結タイミング等は、広域機関において検討。
④容量市場で取引される電気の価値	<ul style="list-style-type: none"> ● 国全体で必要なkW価値は全て容量市場で取引。 ● 一般送配電事業者が必要とするΔkW価値は全て需給調整市場で取引。 	

容量市場の論点(2)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑤容量市場の対象範囲と費用負担の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 容量市場で取引する供給力(kW価値)の対象範囲は以下が基本。 ①年間最大需要(H3需要)に対応する供給力 ②持続的需要変動に対応する供給力 ③偶発的需要変動に対応する供給力 ④稀頻度リスク(厳気象)に対応する供給力 ※本作業部会においては稀頻度リスク(大規模災害)対応は除外して検討。 ● 容量市場の費用は、託送料金への算入分は一般送配電事業者から回収し、残りは小売電気事業者から回収することが基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 具体的な供給力の量は、広域機関における調整力の在り方の検討結果や需給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直し。 ● 具体的な費用負担の在り方は、広域機関における調整力の考え方の検討状況や今後の託送料金査定の考え方等を踏まえ、適切に見直し。
⑥容量市場の地理的範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 容量オークションは全国単一で実施。 ● 沖縄エリアの特殊性に留意し、容量市場を通じた供給力の確保は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 連系線制約により市場分断し、容量市場による徴収額と支払額に差額が発生した場合の扱いは、広域機関において検討。
⑦目標調達量	<ul style="list-style-type: none"> ● 国全体で必要な供給力と目標調達量を設定する際は、連系線の運用制約を考慮し、エリア別に必要な供給信頼度を満たす量を算出し、それらを全国で積み上げることが基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ● エリア別の供給信頼度の考え方については、今後の広域機関における検討状況に応じて、適宜、見直し。
⑧容量確保時期と契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 実需給の約4年前にメインオークションを開催し、約1年前に追加オークションを開催。 ● 契約期間は1年間とすることが基本。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設電源を念頭とした複数年の契約期間オプションの設定については、広域機関において検討。

容量市場の論点(3)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑨メイン・追加オークションの位置づけ	<ul style="list-style-type: none">● メインオークションで必要供給力のほぼ全量を調達することを基本とし、追加オークションで過不足分を調整。● 追加オークションについては、メインオークション以降の想定需要の変化や、落札された供給力の変化に対応する量を調達することが基本。	<ul style="list-style-type: none">● メインオークションと追加オークションの具体的な配分については、広域機関において検討。
⑩需要曲線の設定	<ul style="list-style-type: none">● 傾斜型の需要曲線を基本とし、上限価格は指標価格を一定程度上回ることとする。● 具体的な需要曲線の設定プロセスについては以下が基本。<ol style="list-style-type: none">①広域機関が有識者や関係事業者等の意見も踏まえて需要曲線原案を作成②国が関連する審議会等で広域機関作成の案を審議③広域機関において需要曲線を決定	<ul style="list-style-type: none">● 需要曲線の詳細については、我が国の電力供給構造や容量の確保見通し等を踏まえ、広域機関において検討。
⑪オークション制度の設計	<ul style="list-style-type: none">● オークションの入札単位は電源単位とすることが基本。● 落札者がやむを得ない理由により供給力を提供できない場合、実需給の一定期間前までに広域機関がその理由の妥当性を確認した上で、落札していない電源等の差し替えが可能。	<ul style="list-style-type: none">● 売惜しみによる市場価格の高騰を防ぐため、差し替えが過度に必要とならないようなペナルティの水準や監視の在り方等。

容量市場の論点(4)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑫費用精算の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 容量拠出金(仮称)の徴収の確実性を担保するため、広域機関に対して容量市場の実施状況の定期的な報告を求める。 ● キャッシュフローや手続に関し、発電事業者等にとってできるだけ負担の少ない方向で整理。 ● 容量市場のリクワイアメントに対するアセスメント結果を検証する場を設け、適切な情報公開に取り組む等の対応を行う。 ● 市場管理者は、資金の勘定を区分経理する等、資金管理を適切に行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 支払遅延や不払の発生に備えた保証金の徴収や保険の活用などのリスクヘッジのための仕組み等について、広域機関において検討。 ● 発電事業者等のペナルティ額の算定や精算方法は、広域機関において検討。
⑬容量市場におけるリクワイアメント	<ul style="list-style-type: none"> ● 需給がひっ迫のおそれがある場合に、平常時から一定のリクワイアメントを設定。 <平常時からのリクワイアメント> ①年間で一定時期や一定時間以上、稼働可能な計画としていること。 ②計画外停止をしないこと。 <追加的なリクワイアメント> ③需給ひっ迫のおそれがあるときに、稼働可能な計画となっている電源等について、小売電気事業者との契約により電気を供給すること、若しくは、スポット市場等の卸電力市場・需給調整市場に応札すること、加えて、一般送配電事業者の指示等があった場合に電気を供給すること等。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 調整機能を有している電源等のうち、ゲートクローズ以降の供給余力として参加可能なものについては、需給調整市場で検討される仕組みに基づいて、調整力として利用可能な状態となっていること。 ● DR等の従来型電源と異なる供給力のリクワイアメントについて、技術的な課題がある場合、広域機関において検討。

容量市場の論点(5)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑭ペナルティ	<ul style="list-style-type: none">● 経済的ペナルティとして、容量市場における対価の支払から減額することや、落札時に保証金の事前支払を求める場合は返還額を減額すること、追加的な金銭の支払を求めること等。● 参入ペナルティとして、正当な理由なくリクワイアメントを満たせなかった場合には、翌年度以降の一定期間は容量市場への参加を制限すること等。● やむを得ない理由による稼働停止分については、追加的な金銭の支払としてのペナルティは求めないことが原則。● ペナルティ対象となる事業者等の確認については、広域機関が一般送配電事業者と連携して行う。	<ul style="list-style-type: none">● ペナルティの詳細については、経済的ペナルティと参入ペナルティの強度とバランスを考慮し、広域機関における検討結果も踏まえて最終的に決定。

容量市場の論点(6)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑮電源の立地や特性等に鑑みたkW価値	<ul style="list-style-type: none">● 電源等の設備容量に対し、調整係数を乗じることにより、期待容量を評価。● 電源等の立地による影響については、全国単一オークションの約定処理において対応し、調整係数では考慮不要。● 電源等の特性に係る調整係数の設定については、システムの供給信頼度評価の考え方と整合性を確保することが必要。● 期待容量と供給計画上の数値等に不整合が生じる場合は、広域機関において理由を確認する等の対応をとることが基本。● 電源等の計画外停止率については、調整係数の設定では考慮しないことが基本。● 参入ペナルティを課す場合には、調整係数ではなく、翌年度以降の一定期間は容量市場からの受取額に反映することが基本。● 自家発や蓄電池等は、発電事業者として容量市場に参加する場合は通常の電源と同様の調整係数を設定、アグリゲーター経由で参加する場合は個々の自家発等への調整係数の設定は不要。● 差し替え電源等の期待容量は、オークション時の通常の電源等と同様に算定することが基本。	<ul style="list-style-type: none">● 供給計画の届出対象外の者に対して、供給計画に代わる同種の情報提出を求める等の仕組み。● システムの供給信頼度評価の考え方が変更され、個々の電源等の計画外停止率を考慮することになった場合の扱いの変更。● 電源等の具体的な調整係数の算定方法等は、広域機関において技術的に検討。● DRの具体的な調整係数の算定方法等は、必要に応じて落札量の上限を設定することも含め、広域機関において技術的に検討。

容量市場の論点(7)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑯小売電気事業者への費用請求の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● エリアの年間ピーク時の電力(kW)に応じて配分することが基本。 ①年間ピーク(夏期ピーク及び冬期ピーク)を複数日の平均需要から算出。 ②年間のうち、6ヶ月間は夏期ピーク、6ヶ月間は冬期ピークに基づいて小売電気事業者に請求。 ③年間ピーク時kWシェアを、託送契約電力(kW)等を用いて補正した数値によって、各小売電気事業者への配分額を決定。 	
⑰新設・既設の区分、経過措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 新設電源と既設電源とで容量市場における対価の支払条件は同等に扱うことが基本。 ● 容量市場の導入から当面の間は、小売事業環境の激変緩和の観点から、一定の経過措置を講じる。 	
⑱市場支配的な事業者への対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 市場支配的な事業者が市場支配力を行使しにくいよう、市場の動きを監視して市場支配力の行使が疑われる場合に調査を行い、改善の必要性がある場合は、柔軟に反映できるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化する。 ● 市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討していく。

容量市場の論点(8)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑨他制度との整合性	<ul style="list-style-type: none">● 固定価格買取制度(FIT)の適用を受けている電源は、容量市場による支払の対象外。(バイオマス混焼設備も同様)● 容量市場で確保する容量からFIT分の期待容量を差し引くことが基本。● 2020年度から2023年度のkW価値の扱いについては、需給調整市場でkW価値も含めて対価を支払う方向で検討。● DRの期待容量は、参加登録時の需要家の確保状況に基づいて算定される期待容量を基礎としつつ、具体的かつ積み上げ型の分析に基づく需要家確保見通しに基づいて算定される期待容量を加味しつつ、算定することが基本。● DRの場合、追加オークションまでに実効性テストを実施するとともに、需要家確保状況の報告が必要。● 容量市場で落札された電源等が、調整力として活用される場合、需給調整市場に入札し、落札されることが必要。● 電源入札で確保された電源等は、容量市場による支払の対象外とすることが基本。● 至近3年分の電源入札の実施については、容量オークションの約定結果等も踏まえて判断することが基本。	<ul style="list-style-type: none">● DRの場合、参加登録時の期待容量の算定時に必要となる書類等や実効性テストの具体的な手法等については、広域機関において詳細を検討。● 主に調整力等に用いられる電源等については、調整力として活用されることを念頭に、リクワイアメントにおける要件を変更することとし、詳細については広域機関において検討。● 信頼度評価の具体的な方法や、供給計画及び需給検証との関係については、広域機関において検討。

容量市場の論点(9)

論点	検討結果	今後検討を深めるべき事項
⑳容量市場の情報公開・フォローアップ	<ul style="list-style-type: none">● 容量市場における参加者の行動や入札結果、容量の増減について確認し、広域機関や電力・ガス取引監視等委員会とも連携しながら、容量市場が効果的に機能しているかどうかを定期的に検証。● 検証の結果を踏まえ、市場が効果的に機能していないことが疑われる場合は、必要に応じて既存の制度にとらわれずに見直しを実施する枠組みを設ける。	

容量市場の論点(10)

今後の検討の進め方

- 技術的な内容を含む詳細については、本作業部会での議論の内容も参照しつつ、広域機関及び監視等委員会等において並行的に検討を行い、重要な論点については、必要に応じて本作業部会において検討を行う。
- なお、市場支配的な事業者への対応については、制度の詳細を固めていく中で対応策を具体化することとし、市場開設後も状況に応じて速やかに対応策を検討していく。